

重要な会計方針

当事業年度においては、改訂前の独立行政法人会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。ただし、改訂後の独立行政法人会計基準第80の規定については当事業年度より適用しております。

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは中期計画及びこれを具体化する年度計画等（これらの添付書類を含む）において、業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確であるために、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であり、業務進行の実態は活動に要した費用額で捉えることが合理的であるため、費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具器具備品	3年～8年

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除して計算しております。また、厚生年金基金に係る債務については、年金債務に係る当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除して計算しております。

(重要な会計方針の変更)

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これによる経常利益、当期純利益及び行政サービス実施コストに与える影響はありません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5 リース取引の処理方法

リース料総額が３００万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３００万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

(1) 財源措置が運営費交付金によって行われる賞与引当金の見積額

12,849,225 円

(2) 財源措置が運営費交付金によって行われる退職一時金及び年金債務に係る退職給付引当金の見積額

414,168,501 円

2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	443,588,048 円
うち定期預金	100,000,000 円
(差引) 資金残高	343,588,048 円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	1,921,516 円
うち国からの出向職員分	1,316,958 円

4 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度を、また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けております。

(2) 退職給付債務

退職給付債務

役員の退職一時金（簡便法）	537,564 円
職員の退職一時金（簡便法）	210,200,505 円
厚生年金基金（原則法）	399,700,311 円
退職給付債務 計	610,438,380 円
年金資産（厚生年金基金）（△）	△196,269,879 円
運営費交付金の財源措置があるため 引当てなかった額（△）	△414,168,501 円
退職給付引当金	0 円

(3) 退職給付費用

勤務費用

役員の退職一時金（簡便法）	△406,746 円
---------------	------------

職員の退職一時金（簡便法）	23,352,619 円
厚生年金基金（注）	7,239,389 円
勤務費用 計	30,185,262 円
利息費用	9,796,774 円
期待運用収益（△）	△5,504,313 円
数理計算上の差異の（費用）処理額	△24,101,828 円
運営費交付金の財源措置があるため 引当金を繰入れなかった額	△10,375,895 円
支出時に費用処理した額	
役員の退職一時金	0 円
職員の退職一時金	325,531 円
厚生年金基金掛金拠出額（注）	9,073,179 円
支出時に費用処理した額 計	9,398,710 円
合計	9,398,710 円

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

（４）退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

- ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- ② 割引率 2.5%
- ③ 期待運用収益率 3.3%
- ④ 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に一括処理

５ 金融商品関係

（１）金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第４７条の規定等に基づき、資金運用については定期預金等で行っております。

また、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	443	443	—
(2) 未収金	1,373	1,373	—
(3) 短期借入金	(1,586)	(1,586)	(—)
(4) 未払金	(117)	(117)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金(貸借対照表計上額 28 百万円)については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしておりません。

6 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。